



平成29年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社 J P ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 荻田 和宏  
(コード番号：2749 東証第一部)  
問 合 せ 先 管理部長 松宮 美佳  
(TEL 052-933-5419)

### (経過) 第三者委員会による調査結果の報告時期に関するお知らせ

当社は、平成29年10月17日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成29年11月22日に開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における株主様の議決権行使に係る判断に資するよう、以下の目的で、平成29年10月17日に第三者委員会を設置致しました。

- (1) 当社の代表取締役社長であった山口洋氏が、その在籍時に行った行為として当社が認定している重大なセクシャル・ハラスメントに係る事実及びこれと関連性を有する同氏の行為に関する事実関係の中立的な調査
- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえた当社の再発防止策、セクシャル・ハラスメントに対する取組み状況についての検証及び評価
- (3) 調査結果の報告

これについて、昨日、第三者委員会より、別紙のとおり、「第三者委員会による調査結果の報告時期について」と題する書面を受領致しましたのでお知らせ致します。

当該書面によれば、第三者委員会は、その自律的判断により、調査の目的（調査事項）を以下のとおり変更したとのことです。

- (1) 対象会社において、過去に対象会社の会社経営に重大な影響を及ぼすようなハラスメント事案が存在したか否か
- (2) 対象会社のハラスメント対策に対する取組み状況の検証及び評価

また、調査結果の報告時期は、平成29年11月16日になるとのことです。

当社としては、本臨時株主総会における株主様の議決権行使に係る判断に資するという目的から第三者委員会に依頼する調査事項を決定したものであるため、第三者委員会においても当該目的を踏まえた調査事項を設定するよう希望しておりますが、第三者委員会の中立性・公正性に鑑み、最終的には第三者委員会の判断を尊重する必要があると考えております。また、同様に、本臨時株主総会における株主様の議決権行使に係る判断に資するという目的から、当初より、可能な限り当該目的に沿った時期に報告がなされることを希望しておりましたが、第三者委員会の中

立性・公正性に鑑み、報告時期についても、第三者委員会の判断を尊重する必要があると考えております。

第三者委員会より最終的な調査結果を受領次第、関係者のプライバシー等にも配慮しつつ、速やかにお知らせ致しますので、株主様におかれましては、当社が平成29年11月16日に受領する予定の第三者委員会の報告結果もご参照の上でご判断いただきますようお願い致します。

以 上

平成 29 年 11 月 13 日

株式会社 JP ホールディングス 御中

株式会社 JP ホールディングス第三者委員会

委 員 長	奥 国 範
委 員	氏 原 隆 弘
委 員	大 畑 敦 子

### 第三者委員会による調査結果の報告時期について

当委員会は、平成 29 年 10 月 17 日に、株式会社 JP ホールディングス（以下「対象会社」といいます。）の取締役会決議に基づき、以下の目的のために設置されました。

- （1）対象会社の代表取締役社長であった山口洋氏が在籍時に行った行為として対象会社が指摘する重大なセクシャル・ハラスメントに係る事実及びこれと関連性を有する同氏の行為に関する中立的な調査
- （2）上記（1）の調査結果を踏まえた対象会社の再発防止策、セクシャル・ハラスメントに対する取組み状況についての検証及び評価
- （3）調査結果の報告

なお、当委員会の設置の経緯については、対象会社が下記 URL（※）において公表する平成 29 年 10 月 17 日付け「第三者委員会の設置に関するお知らせ」をご参照ください。

※URL : [http://www.jp-holdings.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2017/10/20171017\\_01.pdf](http://www.jp-holdings.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2017/10/20171017_01.pdf)

これに対し、当委員会は、第三者委員会とは、企業等に不祥事案が生じた場合において企業等が株主等のステークホルダーに対する説明責任を果たし、再発を防止するために設置されるものであることから、対象会社が指摘する山口氏の行為の存否に限定せず、対象会社における過去のハラスメント事案の存否を広く調査し、対象会社のハラスメントに対する取組み状況を検証、評価することが必要であると考え、当委員会の自律的判断により、調査の目的（調査事項）を以下のとおり変更しました。

- （1）対象会社において、過去に対象会社の会社経営に重大な影響を及ぼすようなハラスメント事案が存在したか否か
- （2）対象会社のハラスメント対策に対する取組み状況の検証及び評価

当委員会としては、上記のとおり、調査の目的（調査事項）を変更いたしました。株主等のステークホルダーに対する説明機能に鑑み、平成 29 年 11 月 22 日を会日とする臨時株主総会の開催前に報告することが適当であると考え、調査結果の報告予定日を、**平成 29 年 11 月 16 日**に設定いたしましたので、本書をもって、ご報告いたします。

以上